（盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則の一部改正）

第十七条　盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部改正）

第十八条　原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一、別記様式第二、別記様式第四及び別記様式第五の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第十九条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（技能検定員審査等に関する規則の一部改正）

第二十条　技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第九号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正）

第二十一条　運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則の一部改正）

第二十二条　外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部改正）

第二十三条　自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第二十四条　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十七号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定物質の運搬の届出等に関する規則の一部改正）

第二十五条　特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成七年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第二十六条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号から別記様式第十一号の四まで、別記様式第十四号の二、別記様式第十六号の二、別記様式第十六号の四から別記様式第十六号の九まで及び別記様式第十六号の十一から別記様式第十九号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正）

第二十七条　交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則の一部改正）

第二十八条　不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則の一部改正）

第二十九条　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則（平成十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第三十条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第三十二条　ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十五号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三十三条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十四条　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。